

ちばし温暖化対策フォーラム 第2次アクションプラン

(2008(平成20)~2010(平成22)年度)

平成20年3月
千葉市地球温暖化対策地域協議会

は じ め に

人類は、地球が数億年かけて築き上げてきた地球資源を人類の生活の豊かさを求め、ここ数百年でその資源を枯渇し、地球温暖化へと導いてきました。私たち人類の課題は、次世代のために資源の保全・保護・開発という行為で持続可能な資源の活用を考えねばなりません。

近年、世界各地で記録的な熱波や洪水、かんばつの発生など異常気象が頻発しており、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されています。平成 19 年 11 月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 4 次報告書は、過去 100 年間の地上平均気温が 0.74 上昇し、気候システムに温暖化が起きていることを明言しており、地球温暖化の原因が人為起源の温室効果ガスの増加によるものであるとほぼ断定しています。

今年は京都議定書の第一約束期間（2008（平成 20）年～2012（平成 24）年）の開始の年であり、基準年度（1990（平成 2 年度）比 6%削減に向けて本格的に温暖化対策に取り組むことが求められます。

千葉県においては 2004（平成 16）年 3 月に千葉県地球温暖化対策地域推進計画が策定され、国や県などの関係機関と施策の調整を図りながら、市民や事業者と連携した取組みが進められています。

このような中で、市民・事業者・市が連携して温暖化対策に取り組む組織として設立した「千葉県地球温暖化対策地域協議会（ちばし温暖化対策フォーラム）」は、市民や事業者がそれぞれの役割の中で自発的に地球温暖化対策に取り組むため、2005（平成 17）年 3 月にアクションプランを策定し、これに基づき計画的に事業を推進して参りましたが、第 1 次アクションプランの活動期間が今年度までとなっていることからこれを見直し、この度第 2 次アクションプランを策定しました。

私たちの次の世代に恵み豊かな地球を残していくために、多くの市民や事業者の方々が、このアクションプランにより地球温暖化対策への関心を持ち、少しずつでも自ら行動を起こしていただければ幸いに存じます。

IPCC・・・気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）

平成 20 年 3 月
千葉県地球温暖化対策地域協議会
会 長 榛 澤 芳 雄

目 次

1 . 第 2 次アクションプラン策定の背景及び目的	1
2 . 千葉市における温室効果ガス排出量の削減に関する全体フレーム	2
3 . 第 2 次アクションプランの骨格	5
4 . 第 2 次アクションプラン	7
5 . 推進体制・活動成果の公表	16
参 考	
各主体に期待される取組み	17

1. 第2次アクションプラン策定の背景及び目的

千葉市では、地域から地球温暖化対策に取り組むためのマスタープランとなる「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」が2004(平成16)年3月に策定され、各々の役割に応じた温室効果ガスの排出抑制に向けた対策が総合的・計画的に推進されています。

地域からの温暖化対策を実効あるものとするためには、市民、事業者、市が連携して「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる日常生活や事業活動における温暖化対策を進めること、特に、市民、事業者が自発的に取り組むべき内容を着実に推進することが期待されています。

このため、市民、事業者、市等で構成する「千葉市地球温暖化対策地域協議会(ちばし温暖化対策フォーラム)」は、上記推進計画の目標達成に向かって、市民や事業者が自ら取り組むべき活動と、その取組みを促進するために地域協議会やその構成員が行うことをまとめた「ちばし温暖化対策フォーラムアクションプラン(2005(平成17)~2007(平成19)年度)」を策定し、着実に取り組んできたところです。

第2次アクションプランを策定するにあたり、第1次期間の活動を含めたより効果的な活動を行い、協議会活動を充実させていくこととします。

2. 千葉市における温室効果ガス排出量の削減に関する全体フレーム

(1) 千葉市地球温暖化対策地域推進計画の全体像

基本方針

削減目標

目標年度（2010（平成22）年度）の温室効果ガス総排出量を、現況年度（2000（平成12）年度）より約6%削減し、可能な限り基準年度（1990（平成2）年度）レベルを下回るよう抑制する。

上記削減目標を達成するには、市民、事業者及び市が対策を連携して効果的に推進することが重要です。そのため、同推進計画の施策体系は5つの視点に立った各主体の取組みとこれを促進するための市が推進する施策にまとめられています。概要は下図のとおりです。



図 千葉市における地球温暖化防止への取組みの全体像

表 千葉市地球温暖化対策地域推進計画における温室効果ガス排出量の将来予測と対策による削減効果

(単位：千トンCO₂換算)

部 門	基準年度 ^{注)} (1990 年度)	現況年度 (2000 年度)	目標年度 (2010 年度)				
			現況対策 時排出量	追加対策 削減効果	追加対策 時排出量	対基準年度 増減率	対現況年度 増減率
産業部門 (代替フロン等3ガスを除く)	13,422	13,127	13,458	1,063	12,395	- 7.7%	- 5.6%
業務部門 (代替フロン等3ガスを除く)	593	939	1,291	360	931	+ 57.0%	- 0.9%
家庭部門 (代替フロン等3ガスを除く)	749	968	1,094	379	715	- 4.5%	- 26.1%
運輸部門 代替フロン等3ガスを除く)	1,822	2,378	2,619	416	2,203	+ 20.9%	- 7.4%
その他 (代替フロン等3ガスを含む)	357	476	838	287	552	+ 54.6%	+ 16.0%
総排出量	16,944	17,888	19,301	2,505	16,796	- 0.9%	- 6.1%

注) ・代替フロン等3ガスについては1995年度のデータを用いている。
 ・総排出量は、端数処理をしている。

(2) 千葉市の温室効果ガス排出量の特徴

千葉市の温室効果ガス総排出量は、1990(平成2)年度を基準とすると2010(平成22)年度までに14%増加すると予測されています。また、2004(平成16)年度の温室効果ガス総排出量は1990(平成2)年度を基準とすると9.7%増加しており、推進計画の現況年度である2000(平成12)年度を基準としても3.9%の増加となっています。

表. 温室効果ガス排出量の推移(千トンCO₂換算/年)

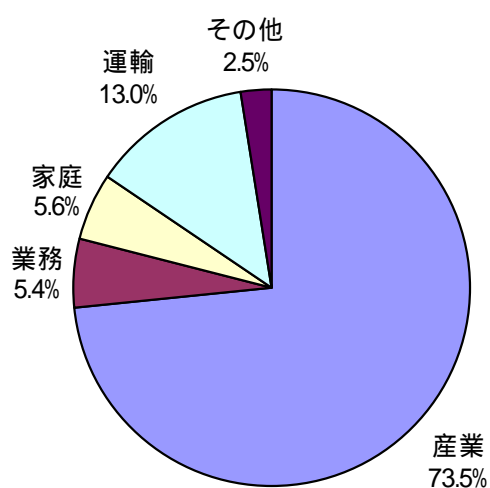
部 門	基準年度 1990 年度 (平成2年度)	現況年度 2000 年度 (平成12年度)	2004 年度(平成16年度)		
			排出量	対1990年度 増加量(率)	対2000年度 増加量(率)
産業部門	13,422	13,127	13,658	236(1.8%)	531(4.0%)
業務部門	593	939	1,009	416(70.2%)	70(7.5%)
家庭部門	749	968	1,039	290(38.7%)	71(7.3%)
運輸部門	1,822	2,378	2,413	591(32.4%)	35(1.5%)
その他(代替フロン等3ガスを含む)	357	476	470	113(31.7%)	-6(-1.3%)
総排出量	16,944	17,888	18,590	1,646(9.7%)	702(3.9%)

産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門は、代替フロン等3ガスを除く
 その他部門は、代替フロン等3ガスを含む
 基準年度は、代替フロン等3ガスについては1995年度とする
 総排出量は、端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

増加の要因としては、2000（平成12）年度から2004（平成16）年度にかけて人口（3.5%増）、世帯数（8.7%増）に伸びが見られ都市活動が拡大していること、さらには2004（平成16）年度に一時的に電力の排出原単位が増加（5.6%増）したことなどが考えられます。

一方、部門別の排出割合を見ますと、産業部門からの排出が7割以上を占めています。今後の推移については、2010（平成22）年度までほぼ横ばいと予測されていますが、排出量の割合が大きいことから、引続き省エネ法に基づく省エネルギー計画や各種業界における自主行動計画などに基づく対策が求められます。

また、業務部門や家庭部門の増加が著しいことから、現状の対策に加え、更なる「省エネルギー行動の徹底」や「省エネルギー機器・新エネルギー設備の導入」等が求められます。



図．2004（平成16）年度温室効果ガス部門別排出割合

3. 第2次アクションプランの骨格

(1) 第2次アクションプランの基本方針

「ちばし温暖化対策フォーラムアクションプラン」は、「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」の目標達成に向かって、市民や事業者が自ら取り組むべき活動とその取組みを促進するために地域協議会やその構成員が行うことをまとめたものです。

1) 活動の実践

市民や事業者が自ら取り組む地球温暖化対策活動を活発にし、その活動が確実に実践されることを目指します。

2) 活動の重点化

市民や事業者が今すぐ取り組むことのできる活動を重点的に取り上げます。

3) 行動の具体化

市民や事業者が今すぐ実行するための具体的な行動指針を示し、第1次アクションプランに基づいて活動した対策をさらに拡充し、できることから順次着手していくこととします。

4) 情報の公開・共有化

地域協議会や市の取組み状況を広報し、市民・事業者の自発的活動を盛り上げます。

(2) 第2次アクションプラン推進のための地域協議会と構成員の役割

アクションプランを推進するための協議会及び構成員の役割は、以下のとおりとします。

1) 地域協議会の役割

地域協議会は、市民・事業者の自発的な取組みを拡大し、活発にし、より高い効果を得るため、市民・事業者への普及・啓発を行うとともに、市と連携して市民・事業者の活動を支援します。

2) 地域協議会構成員の役割

地域協議会構成員は、協議会で計画した活動を傘下の会員等に紹介・広報し、少しでもできることから活動へ積極的に参加していただけるよう促します。

地域協議会構成員

エネルギー供給事業者、大型店会、学識経験者、千葉県環境保全協議会千葉支部、環境カウンセラー、建設業事業者、公募市民、市民活動団体、千葉商工会議所、千葉市商店街連合会、製造業事業者、地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、町内自治会、PTA、報道機関、行政機関 等

(3) アクションプランの対象、期間、更新

アクションプランは、千葉市地球温暖化対策地域推進計画と整合を図りつつ、その対象・期間・更新について以下のとおりとします。

1) 対象

「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げる家庭部門を主な対象とし、排出量の割合が大きい産業部門や排出量が増加傾向にある業務部門・運輸部門も対象に加えることとします。

2) 期間

千葉市地球温暖化対策地域推進計画の目標年度である2010(平成22)年度を踏まえ、アクションプランの活動期間を2008(平成20)年度から2010(平成22)年度までの3年間とします。

3) アクションプランの更新

本アクションプランの実施後、2010(平成22)年度以降のアクションプランを策定することとしますが、国等における地球温暖化対策に関する状況変化や協議会活動の進捗を踏まえ、必要があれば適宜見直すこととします。

4 第2次アクションプラン

第1次アクションプランに引き続き、取り組むべきアクションを効果的に推進するため、協議会が行う活動を4つに整理し、それぞれのアクションを検討・実施するための分科会を設置し、各分科会を中心に以下のような具体的な活動を実施していきます。

なお、対策の内容によって共同実施することでより効果が期待できる取組み等については、分科会は互いに連携・協力しながら取り組むこととします。

(1) 市民向け啓発活動

市民が、日常生活において取り組むべき地球温暖化対策の普及促進を行うため、「市民向け啓発分科会」を設置し、効果的なアクションを検討・実施していきます。

具体的な活動内容は、8ページのとおり。

(2) 事業者向け啓発活動

事業者が、事業活動において取り組むべき地球温暖化対策の普及促進を行うため、「事業者向け啓発分科会」を設置し、効果的なアクションを検討・実施していきます。

具体的な活動内容は、10ページのとおり。

(3) 新エネルギー等導入活動

住宅や工場・事業所等における新エネルギーを中心とした技術の導入を促進するため、「新エネルギー等導入分科会」を設置し、新エネルギーなどの導入に向けた情報の提供や普及啓発などを実施していきます。

具体的な活動内容は、12ページのとおり。

(4) 広報活動

協議会が行う活動を効果的に広報するため、「広報分科会」を設置し、各分科会と連携しながら、協議会構成団体員及びその他の市民・事業者への周知に努めます。

具体的な活動内容は、14ページのとおり。

(1) 市民向け啓発活動 (担当 : 市民向け啓発分科会)

1) 第 1 次期間 (2005 (平成 17) ~ 2007 (平成 19) 年度) の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

ちばし環境宣言・環境シェフの参加者募集

イベントの参加

公民館を活用した環境講座の実施

地域通貨導入の検討

自治会等へのインセンティブの検討

環境家計簿スリム版の作成 (10,000 部)

啓発用パネルの作成

太陽光発電デモンストレーション模型ハウスの製作

普及啓発品 (エコグッズ) の配布

2) 第 2 次期間 (2008 (平成 20) ~ 2010 (平成 22) 年度) の活動計画

市民向け啓発分科会の今後の活動としては、第 1 次期間の活動を効果的に継続するとともに、新たな取組みについては可能なものから順次活動を具体化していきます。

環境家計簿の普及方法の検討や普及活動

ちばし環境宣言を広めるとともに、ひきつづき環境家計簿等の普及を促進するための方法を検討・実施します。

イベントへの参加及び新たなイベント企画

ひきつづき、イベントに参加し、啓発活動を実施するとともに、新たなイベントを企画し、実施に向けて検討をします。

環境講座の検討及び実施

ひきつづき、公民館・学校等を活用した環境講座を検討及び実施します。

地域通貨導入の検討

先進事例を参考にして導入に向けた検討を行い、導入を目指します。

自治会等へのインセンティブの検討・導入

モデル的に取組みを行う (ゴミ削減運動等) 自治会等に対し、インセンティブなどを検討します。

省エネルギー型製品等の購入促進の検討

省エネルギー型家電製品について情報収集し、ホームページ等で提供します。

エコドライブ・ノーカーダーの検討・実施

エコドライブの推進やノーカーダーの導入について検討・実施します。併せて、自動車利用の削減に向けて、公共交通機関の利用促進についても検討します。

【活動スケジュール】

年度 活 動 内 容	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
1 環境家計簿等の普及方法の検討 や普及活動	実施	—————→		
2 イベントの参加及び新たなイ ベント企画	参加	参加・企画	参加・実施	—————→
3 環境講座の検討及び実施	実施	検討・実施	—————→	
4 地域通貨導入の検討	検討	検討・実施	—————→	
5 自治会等へのインセンティブの 検討・導入	検討	検討・実施	—————→	
6 省エネルギー型製品等の購入促 進の検討・実施		検討・実施	—————→	
7 エコドライブ・ノーカーダーの 検討・実施		検討・実施	—————→	

(2) 事業者向け啓発活動(担当:事業者向け啓発分科会)

1) 第1次期間(2005(平成17)~2007(平成19)年度)の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

クールビズ・ウォームビズの啓発

省エネラベリング制度への参加企業の拡大のための販売事業者への要請

森林ボランティア活動への支援(里山活動体験の実施)

事業所への温暖化対策取組状況の調査

地球温暖化対策に係る補助金制度の情報収集

地球環境保全セミナーの実施

2) 第2次期間(2008(平成20)~2010(平成22)年度)の活動計画

事業者向け啓発分科会の今後の活動として、第1次期間の活動を効果的に継続するとともに、可能なものから順次活動を具体化していきます。

クールビズ、ウォームビズの呼びかけ

ひきつづき、参加を呼びかけます。

省エネラベリング制度への参加企業の拡大のための販売事業者への要請

省エネラベル推進員と連携して周知し、ホームページ上に参加企業を掲載します。

学校・工場・事業所の緑化の呼びかけ

植樹を希望する学校、工場、事業所に対し、積極的に苗木を提供します。

レジ袋削減の呼びかけ

実施済み事業者の把握と拡大を図ります。

各業種別・分野別「温室効果ガス削減実施事例」のデータベース作成・紹介
幅広く調査を行い、ホームページで紹介します。

事業者団体を活用したネットワーク作りの検討・説明会の実施

で調査した事例等を効果的に啓発するため、事業者団体を活用したネットワークを検討します。

また、環境マネジメントシステム、地球環境保全協定等の説明会を実施します。

【活動スケジュール】

<div style="text-align: right;">年度</div> <div style="text-align: left;">活動内容</div>	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
1 クールビズ、ウォームビズの呼びかけ	実施	→	充実	→
2 省エネラベリング制度への参加企業の拡大のための販売事業者への要請	実施	→	充実	→
3 学校・工場・事業所の緑化の呼びかけ、森林ボランティア活動への支援(H19 まで)	実施	→	充実	→
4 レジ袋削減の呼びかけ	検討	→	実施	充実
5 各業種別・分野別「温室効果ガス削減実施事例」のデータベース作成・紹介		作成	充実	→
6 事業者団体を活用したネットワーク作りの検討・説明会の実施		検討・実施	→	→

(3) 新エネルギー等導入活動(担当:新エネルギー等導入分科会)

1) 第1次期間(2005(平成17)~2007(平成19)年度)の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

導入実態等の調査

啓発活動(地球温暖化対策に関する新聞広告の掲載等)

施設見学会の実施

モデル事業の推進(省エネルギー住宅のモデル設計)

補助制度の調査

2) 第2次期間(2008(平成20)~2010(平成22)年度)の活動計画

新エネルギー等導入分科会の今後の活動としては、第1次期間の活動を効果的に継続するとともに、可能なものから順次活動を具体化していきます。

導入実態等の調査

導入事例・助成措置等の調査を継続します。

啓発活動

新エネルギー等の導入実態や導入に係る省エネルギー効果を適宜情報発信することにより、普及拡大を図ります。

施設見学会の実施

先進的に新エネルギー等を導入している施設を見学し、取組みの参考とします。

モデル事業の推進

省エネルギー住宅や新エネルギー採用のモデル設計、さらには具現化を目指します。

長期的課題の調査

今後、新エネルギー等の導入拡大を図るための課題を調査・整理します。

補助制度の検討

協議会が受け皿になる事が可能な新エネルギー等導入補助事業のうち、事業化の可否について検討を加えます。

【活動スケジュール】

活 動 内 容	年 度	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
1 導入実態等の調査		実施	—————→		—————→
2 啓発活動		実施	—————→		—————→
3 施設見学会の実施		実施	—————→		—————→
4 モデル事業の推進		検討	—————→	—————→	具現化
5 長期的課題の調査		検討・整理	—————→	実施	—————→
6 補助制度の検討			調査	検討	実施

実施については、2009（平成21）年度の検討を踏まえて結論を出します。

(4) 広報活動(担当: 広報分科会)

1) 第1次期間(2005(平成17)~2007(平成19)年度)の活動

アクションプランに沿って以下の活動を実施しました。

協議会紹介及び協賛事業者募集リーフレットの作成

ホームページの開設(ホームページアドレス <http://www.chof.jp/>)

新聞等への広告掲載

市の広報紙によるPR

普及啓発品(協議会名入りエコバック)の作成

2) 第2次期間(2008(平成20)~2010(平成22)年度)の活動計画

広報分科会の今後の活動として、効果的な第1次期間の活動を効果的に継続するとともに、可能なものから順次活動を具体化していきます。

協議会広報紙等の作成・配布

市民向け広報紙等を作成し、効果的な配布に向けて検討し、実施します。

効果的なPR方法の検討

協議会の活動を周知するため、イメージキャラクターなど効果的なPR方法を検討し、実施します。

地球温暖化問題の啓発

温暖化の実態についてわかりやすく解説した冊子等を作成し、それを活用して啓発を行います。

環境フェスティバルの実施

市と共催で実施するイベントにおいて、協議会活動のPRを実施します。

広告収入の検討

協議会活動を充実させるため、新たな財源確保について検討し、実施します。

ホームページの充実

ホームページを充実し、広く情報を提供します。

【活動スケジュール】

年度 活 動 内 容	第1次期間 2005～2007 (H17～H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)
1 協議会広報紙等の作成・配布	実施	検討・実施	→	→
2 効果的なPR方法の検討・実施	検討	検討・実施	→	→
3 地球温暖化問題の啓発		検討・実施	→	→
4 環境フェスティバルの実施		検討・実施	→	→
5 広告収入の検討		検討	→	実施
6 ホームページの充実		検討・実施	実施	→

5 . 推進体制・活動成果の公表

千葉市のすべての市民、事業者にアクションを実践していただくために次の仕組みにより活動の輪を広げていきます。

(1) 取り組みの輪を広げるネットワークづくり

- 1) 自治会との連携を強化します。
- 2) 学校における環境保全活動の輪を広げます。
- 3) 環境保全活動団体のネットワーク作りを進めます。
- 4) 事業者団体を活用した、新たなネットワーク作りを進めます。

(2) 情報提供の充実

- 1) 行政紙、ミニコミ紙、マスメディアなどを活用して地域協議会の活動を公表します。
 - ・ 市からの広報（例 新聞・テレビ・学習会・セミナーの開催、市政だより、エコライフちば、ホームページ、公民館、コミュニティセンターなどを活用）
 - ・ 販売関連の事業者からの広報（例 広告、ちらし、館内放送など、足並みを揃えて一斉に実施）
 - ・ 地域の町内自治会（例 回覧板、町内自治会館でのポスター掲示・チラシの配布など）
 - ・ 事業者団体・組合、NPO・団体（例 組織内会報作成など）
- 2) 地域協議会の広報紙を発行し、協議会の活動状況、地球温暖化対策に関する情報の提供を進めます。
- 3) ホームページを利用して、タイムリーな情報提供に努めます。

(3) アクションプランの活動成果の公表

ちばし環境宣言者数、環境家計簿取組み数、各種の地球温暖化対策関係のイベント開催状況、学習会・サークル活動の実施状況、新エネルギー設備設置数、地球環境保全協定締結事業所数、環境マネジメントシステム（ISO14001など）認証取得事業所数などを調査し、その結果を公表することで、より多くの市民・事業者が新たに活動に参加するよう促します。

参 考

各主体に期待される取組み

- 1 市民の取組み
- 2 事業者の取組み
- 3 市の取組み

各主体に期待される取組み

日常生活や事業活動における温暖化対策は多岐にわたっています。これらの対策の具体的内容は、「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」において5つの視点に分けて整理されていますが、市民・事業者・市の各主体が自ら起こす取組みとして期待される主な内容は以下のとおりです。

1 市民の取組み

日常生活において環境にやさしいライフスタイルを実践するため、次の事項について取り組みましょう。

- ・ 環境家計簿に取組む
- ・ できるだけ車を使わず公共交通機関や自転車を利用する
- ・ 車を使用する場合は、エコドライブを実践する
- ・ 車の買い替えの時には低公害車・低燃費車を選ぶ
- ・ 太陽光発電・風力発電・高効率機器など新エネ・省エネ設備を導入する
- ・ 住宅の新築・改築時に二重サッシなど高断熱化を図る
- ・ 住宅の緑化や生垣を整備する
- ・ 環境宣言を行い、宣言項目について取組む



～ちばし環境宣言～

私は地球温暖化を防ぐため、以下の項目に取り組み、環境にやさしい生活をおくることを宣言します。
CO₂削減量、節約金額は一年間、一人あたりの目安です。実際とは異なる場合があります

チェック	分類	宣言項目	CO ₂ 削減量 (年間)	節約金額 (年間)
1.	ごみ	物を大切に使ったり、ゴミの減量分別を心がけます	14 kg	円
2.		買い物袋を持ち歩いたり、簡易包装の商品を選ぶようにします	19 kg	円
3.	冷暖房	冷房は28℃、暖房は20℃を目安にします	15 kg	610 円
4.	ガス	洗い物をするときは、お湯の温度を出来るだけ低くします	8 kg	540 円
5.		火はなべ底からはみ出さないように調整します	2 kg	150 円
6.	水	洗面や手洗い・歯磨きの時に水を流しっぱなしにしません	13 kg	4990 円
7.	車	普通の買い物は車でなく自転車でいきます	39 kg	2310 円
8.		車の急発進・急加速はやめます	27 kg	1550 円
9.	電気	白熱電球を蛍光灯に換えます	12 kg	750 円
10.	省エネ機器	機器を買い換えるときは省エネルギータイプのものを選んで購入します	55 kg	3540 円

エコドライブとは、下表に定める環境にやさしい自動車の使用方法をいいます。

1	ふんわりアクセル『eスタート』	発進時は最も多くの燃料を消費します。ブレーキから足を離したら、一呼吸おいてゆっくりアクセルに足を乗せます。アクセルは徐々に踏み込み、滑らかに加速します（最初の5秒で20km/時が目安です。）
2	加減速の少ない運転	加減速の繰り返しは、燃料の消費を増加させます。できるだけアクセルの踏み加減を一定に保つ走行を心がけましょう。先の信号や先行車の挙動、駐車車両や工事箇所の有無など、道路状況を良く見て早めに対処しましょう。
3	早めのアクセルオフ	アクセルから足を離すと燃料がカットされ、燃料の消費を抑えることができます。先の交通状況を見て、停止する位置を予測し、アクセルから足を離してエンジンプレーキで減速しましょう。
4	エアコンの使用を控えめに	エアコンの使用は多くの燃料を消費します。設定温度が外気と同じでも、スイッチが「ON」になっていると燃料を消費するので、気候の良いときには窓を開けて外気を入れるなどの工夫をしましょう。
5	アイドリング・ストップ (千葉県環境保全条例では、駐車場などでの駐停車時のアイドリング・ストップを義務付けています)	停止していてもエンジンをかけていれば、燃料は消費されます。ある程度の時間停止することが分かっているときや、発進のタイミングが分かりやすい場所ではアイドリング・ストップをしましょう。
6	暖機運転は適切に	現在販売されているガソリン車は暖機不要です。走りながら暖めるウォームアップ走行で十分です。エンジンをかけたらなるべく早く出発しましょう。
7	道路交通情報の活用	余計な距離を走らないために、目的地までの経路を確認してから出かけましょう。また、道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ、燃料と時間の節約になります。
8	タイヤの空気圧をこまめにチェック	タイヤの空気圧が不足すると、より多くの燃料を消費します。タイヤの空気圧は季節の変化や時間の経過で変化するので、定期的な点検が必要です。
9	不要な荷物は積まずに走行	車が重くなると、加速時にかかる抵抗が大きくなるなど、燃料消費の原因になります。スキーキャリアなども、こまめに取り外しましょう。
10	駐車場所に注意	交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらし、余分な排出ガスを出させる原因になります。マナーを守り、地球環境を守りましょう。

2 事業者の取組み

事業者は、事業活動や地域における社会活動の場において温暖化対策を推進すること、及び市民の環境に優しいライフスタイルを側面から支援する対策が求められています。

このため、ISO14001やエコアクション21の認証を取得すると共に、次のことに取組みましょう。

(1) 各業種共通の取組み

1) 省エネルギー行動

冷暖房を控える

昼休みの照明・パソコン・コピー機などのスイッチオフ

車を使用する場合はエコドライブを実践する

2) 省エネルギー機器等の普及

白熱灯の電球型蛍光灯への切り替え

低公害車・低燃費車を購入する

3) 新エネルギー機器等の整備

建物を高气密・高断熱化する

高効率機器・コージェネレーションシステムを導入する

4) 森林保全・緑化の推進

植林活動を支援する

間伐材利用製品を購入する

建物の屋上、壁面の緑化を推進する

5) 計画的・効果的な取組み

環境マネジメントシステムを導入する

ESCO事業を実施する

地球環境保全協定を締結する

自社の事業活動により排出される温室効果ガス排出量を把握するとともに、削減に向けた自主的な計画策定に努める

温暖化に関する講演会・学習会に参加する

(2) 規模別の取組み

事業所の規模で、温暖化に与える影響や削減効果も変化します。規模別の取組み事例を以下に示しますので参考にして取組みを進めましょう。

1) 製造業大規模事業所の取組み

低公害車・低燃費車を購入する

高効率機器・コージェネレーションシステムを導入する

E S C O事業を実施する

環境マネジメントシステムを導入する

温室効果ガス削減に向けた自主的な計画策定に努める

2) 製造業中小事業所、民生業務系事業所の取組み

昼休みは照明・パソコン・コピー機などのスイッチオフ

白熱灯の電球型蛍光灯への切り替え

地球環境保全協定締結

3) その他の業種（農林業、建設業、運輸業、小売・卸・飲食業等）の取組み

休憩時間は照明・パソコン・コピー機などのスイッチオフ

低公害車・低燃費車の利用推進

地球環境保全協定の締結

(3) 業種ごとの取組み

業種の特徴を活かし、温暖化防止に貢献することが大切です。業種毎に以下を参考にして取組みを進めましょう。

産業分類	区分	取組み
農業	省エネ行動	農産物の市域内供給に努める プラスチック廃棄物をリサイクルする エコドライブの実践
林業	省エネ行動	木材・間伐材の市域内供給に努める エコドライブの実践
	新エネ整備	木材廃棄物のバイオマスエネルギー利用
建設業	省エネ行動	車両のアイドリングストップ 建設資材は、再生品や再利用可能なものを使用 建設廃材の発生抑制、再利用 建築物の断熱・エネルギー効率向上（二重窓・複層ガラス）等の省エネ設計 エコドライブの実践
	新エネ整備	高効率機器・コージェネレーションシステムの導入や自然エネルギーの利用に努める
	森林保全・緑化推進	熱帯材の使用自粛 地元木材の使用 木材の再利用 緑地等の保全に配慮
製造業	省エネ行動	廃棄物の分別回収、リサイクル 空調機の設定温度を夏季1℃上げ、冬季1℃下げる 製品の軽量化・小型化による輸送エネルギー等の削減 休日・生産中止時等の待機電力の削減 機器・照明等のこまめなスイッチオフ 製品等の包装の省エネルギー化 省資源・省エネルギーとなる生産工程 エコドライブの実践
	省エネ機器	温室効果ガス発生抑制の為に燃料・材料の選択 ポンプ・モーター等のインバーター化 省エネルギー機器の導入 低公害車・低燃費車の導入
	森林保全	植林活動への支援
	新エネ整備	自然エネルギー・バイオマスエネルギーの利用 排熱の回収利用 高効率機器・コージェネレーションシステム導入
	その他の対策	代替フロン洗浄工程を見直す 製品等の輸送を自動車から鉄道や船舶の利用部分を拡大 自社製品の修理部品の長期的な確保 リサイクルしやすいように製品に材質表示 自社製品の回収・再生利用 歩留まりの向上による廃棄物の発生抑制 製品のライフサイクルアセスメントの実施 ESCO事業の実施

産業分類	区 分	取組み
運輸業	省エネ行動	梱包材の発生抑制、再利用・再生利用 エコドライブの実践
	省エネ機器	低公害車・低燃費車の導入
	その他の対策	物流拠点の整備による貨物自動車の走行距離等の削減 行過ぎた即時輸送、多頻度輸送の見直し 共同輸配送の推進、帰り荷の確保等の物流の合理化 最短走行ルートを選択 夜間等の混雑を避けた配送・輸送
エネルギー 供給業	省エネ機器	省エネ機器の開発・普及 エコドライブの実践
	新エネ機器	新エネ機器の開発・普及
卸売・小売業 飲食店	省エネ行動	空調機の設定温度を夏季1 上げ、冬季1 下げる 宣伝用チラシ・パンフレット等の再生紙等の利用 食品トレイ等の店頭回収 廃棄物の分別・リサイクル ネオンサイン・夜間照明等の時間制限 再生材（ユニホームや建設資材など）の使用 商品の簡易包装 エコマーク商品等の販売・情報提供 詰め替え式容器、製品の販売 エコドライブの実践
	省エネ機器	省エネ型調理機器の導入 低公害車・低燃費車の導入 省エネ型自動販売機の採用 照明・空調機器の省エネ化（インバーター化・人感自動制御など）
	新エネ整備	高効率機器・コージェネレーションシステム導入 自然エネルギーの利用
	その他の対策	冷蔵庫・冷凍庫などのフロン使用機器のガス漏洩防止点検整備 フロン使用機器から非フロン機器に転換 フロン使用機器の廃棄時の冷媒回収の徹底 製造業者、輸送業者との連携による物流の合理化 複合店舗の共同配送 地球環境保全協定に締結する
業務系ビル	省エネ行動	昼休みの照明・パソコン・コピー機などのスイッチオフ 照明器具の点灯回路を細分化し、不要箇所の消灯 空調機の設定温度を夏季1 上げ、冬季1 下げる 夏季は、業務終了時にブラインドを下げ朝日による熱負荷を防ぐ エコドライブの実践
	省エネ機器	夏冬の間中期の外気による冷房可能に改造 空調機のポンプのインバーター化 高効率照明に更新
	その他の対策	地球環境保全協定を締結する ESCO 事業の実施

産業分類	区 分	取組み
ホテル	省エネ行動	空調機の設定温度を夏季1 上げ、冬季1 下げる 外気温・室内温度を考慮した適切な冷水・温水 エコドライブの実践
	省エネ機器	白熱灯の電球型蛍光灯への切り替え 高効率給湯器を設置
	新エネ整備	高効率機器・コージェネレーションシステム導入
	その他の対策	地球環境保全協定を締結する ESCO 事業の実施
病院	省エネ機器	洗面所を自動水洗化し、節水 スチーム暖房等の配管継ぎ手の断熱により熱損失をなくす 高効率給湯器の設置 エコドライブの実践
	新エネ整備	高効率機器・コージェネレーションシステム導入
	その他の対策	地球環境保全協定を締結する ESCO 事業の実施

3 市の取組み

市が自ら率先して行う温暖化対策は、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量削減を目標とした「千葉市地球温暖化防止実行計画」(2002(平成14)年11月策定、2007(平成19)年3月改正)に基づく対策が実施されているほか、ISO14001の認証取得(2001(平成13)年6月)やグリーン購入による総合的な環境保全対策の一環として推進されています。

また、市が行う市域の地球温暖化対策として「千葉市地球温暖化対策推進計画」に位置付けられている施策については、庁内各部局の連携により推進が図られています。

その他、「千葉市新エネルギービジョン」(2000(平成12)年2月策定)に基づき、太陽光発電システム等の新エネルギーの導入が進められています。

(1) 市の事務事業における温暖化対策

市の事務事業に関する温暖化対策は、率先行動として「千葉市地球温暖化防止実行計画」に基づき進められています。

千葉市地球温暖化防止実行計画の概要(施設別目標・取組み)

計画期間 2007(平成19)年度から2010(平成22)年度

基準年度 2005(平成17)年度

	施設等	削減目標	削減に向けた取組み
事 務 系	ISO14001 対象 施設 (本庁舎、区役所、中央コミュニティセンター、ポ ートサイドタ ワー)	2005(平成17)年度実績より 3.4%の削減を目指します。	省エネルギーの推進 ・電気使用量の抑制 ・冷暖房用燃料使用量の削減 資源の有効活用 ・用紙類使用量の削減 ・ごみ排出量の削減 ・水の適正利用 グリーン購入の推進 ・環境に配慮した物品等の調達
	ISO14001 対象外 施設 (市民センター、 総合保険医療セ ンター、学校等)	2005(平成17)年度実績比で 増加量を17%に抑制するこ とを目指します。	・低公害車の導入 新エネルギーの導入 ・太陽光エネルギーの活用 ・その他の未利用エネルギーの活用 職員の環境保全行動 ・ISO14001 環境マネジメントシ ステムの運用 ・職員の環境意識の向上 緑化の推進

事業系	<p>廃棄物処理施設 (清掃工場、最終処分場等)</p>	<p>千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画のビジョンである「環境と資源、次世代のために今できること～挑戦!焼却ごみ 1/3 削減～」を柱に、し尿処理も含めた廃棄物処理施設全体で、2005(平成 17)年度実績より 34.5%の削減を目指します。</p>	<p>焼却処理量の削減 ・ゴミを作らない出さない環境づくりの推進 ・徹底した分別による焼却ごみ削減の推進 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギーの管理 ISO14001 環境マネジメントシステムの運用 省エネルギーの推進(省エネルギー機器の導入、施設内でのエコオフィス活動)</p>
	<p>下水道施設 (浄化センター、ポンプ場)</p>	<p>「下水道における地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、さらなる排出量削減対策を実施し、可能な限り温室効果ガス排出量を抑制することを目指します。</p>	<p>電気使用量の削減 化石燃料の削減 一酸化二窒素の削減 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギーの管理 ISO14001 環境マネジメントシステムの運用</p>
	<p>その他施設 (病院、消防署、浄水場等)</p>	<p>事業の公共性を考慮し、当面、省エネルギーなどの取組みを推進することにより、2005(平成 17)年度実績より 3.7% 削減することを目指します。</p>	<p>省エネルギーの推進 ESCO 事業の導入 エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づく施設の新設、増改築及び大規模修繕等における省エネ対策 エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づくエネルギーの管理 公共建築物の整備指針に基づく施設の新築、増築、改修</p>
	<p>公用車等</p>	<p>低公害車の導入や公共交通機関の利用促進、エコドライブの徹底などを通して全体で 2005(平成 17)年度実績 9.4%の削減を目指します。</p>	<p>燃料使用量等の削減 低公害車の導入促進 エコドライブの推進 公共交通機関の利用促進 自転車の利用促進</p>

(2) 新エネルギー導入

千葉市においては、「新エネルギービジョン」に基づき、以下のように様々な新エネルギーの導入・普及が進められています。

- ・自然エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電)
- ・未利用・リサイクルエネルギー(温度差エネルギー、廃棄物エネルギー、工場排熱等、バイオマスエネルギー)
- ・従来エネルギーの新利用形態(コージェネレーションシステム、クリーンエネルギー自動車)